

平成30年度

# 下野市学校教育計画



平成30年3月

下野市教育委員会

# 目次

## 概要

I	下野市学校教育計画策定の趣旨	1
II	計画の位置付け	1
III	計画の期間	2
IV	下野市学校教育計画全体構想図	3

## 下野市学校教育計画

I	下野市学校教育目標	4
II	基底理念に基づく基本方針	4
III	努力目標・努力点	
	基底理念 ◎高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開	6
1	『学ぶ力』を育む学習指導の推進	7
2	『豊かな心』を育む教育の推進	8
3	『健やかな体』を育む体育・健康・安全教育の推進	9
4	一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	11
5	一人一人を大切にする人権教育の推進	12
6	自分の生き方を考えるキャリア教育の推進	13
7	心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進	14
8	「学び」と「育ち」をつなぐ小中一貫教育の推進	16
9	情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進	18

## I 下野市学校教育計画策定の趣旨

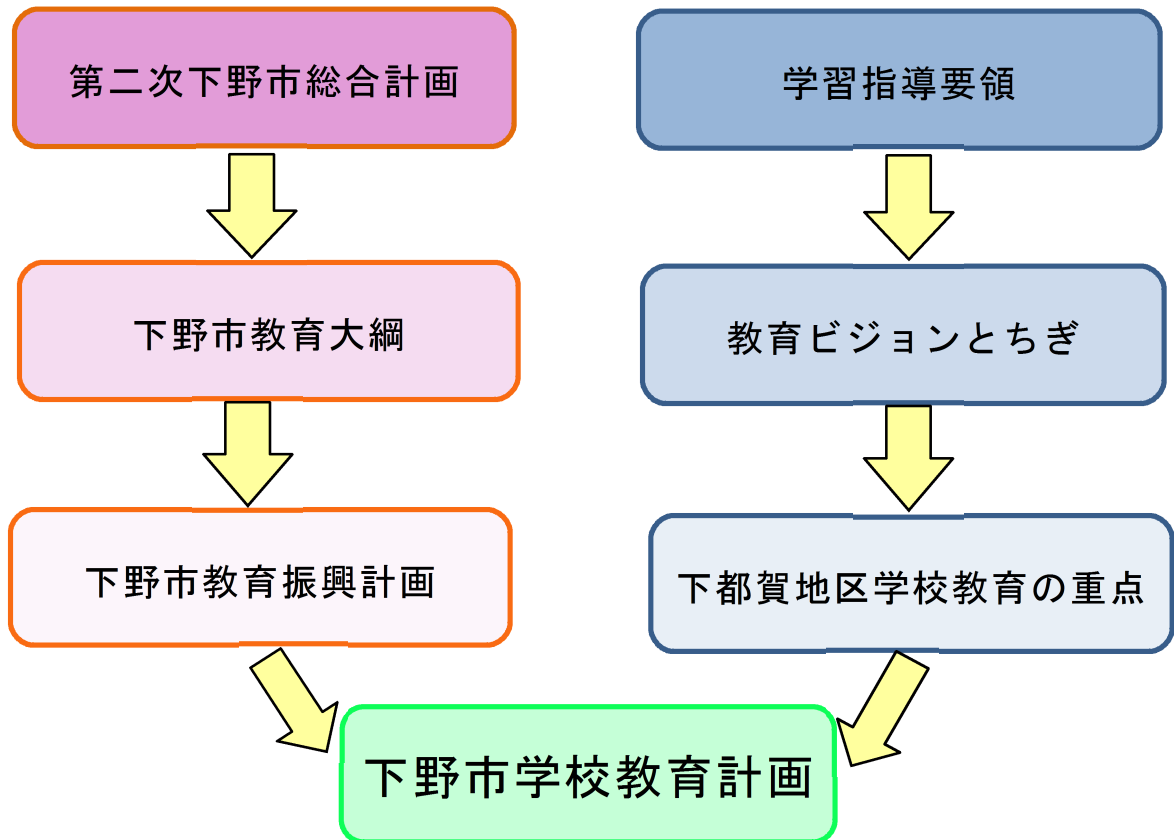
平成28年度に下野市行政の今後10年を見通した「第二次下野市総合計画」が策定されました。

これを受け、下野市教育委員会では、「下野市教育大綱（平成28年度～平成32年度）」並びに、本市教育行政の基本的な方向性を示す「下野市教育振興計画（平成28年度～平成32年度）」を策定し、中・長期的な展望をもち教育の振興を図っております。

「下野市学校教育計画」（以下本計画とする）は、学習指導要領の趣旨及び内容を確実に実践し、創意ある教育活動を展開することを目的としており、「栃木県教育振興基本計画2020（教育ビジョンとちぎ：平成28年度～平成32年度）」や、毎年度策定される「下都賀地区学校教育の重点」の基本的な考え方を受け、計画期間を1年として策定しているものです。

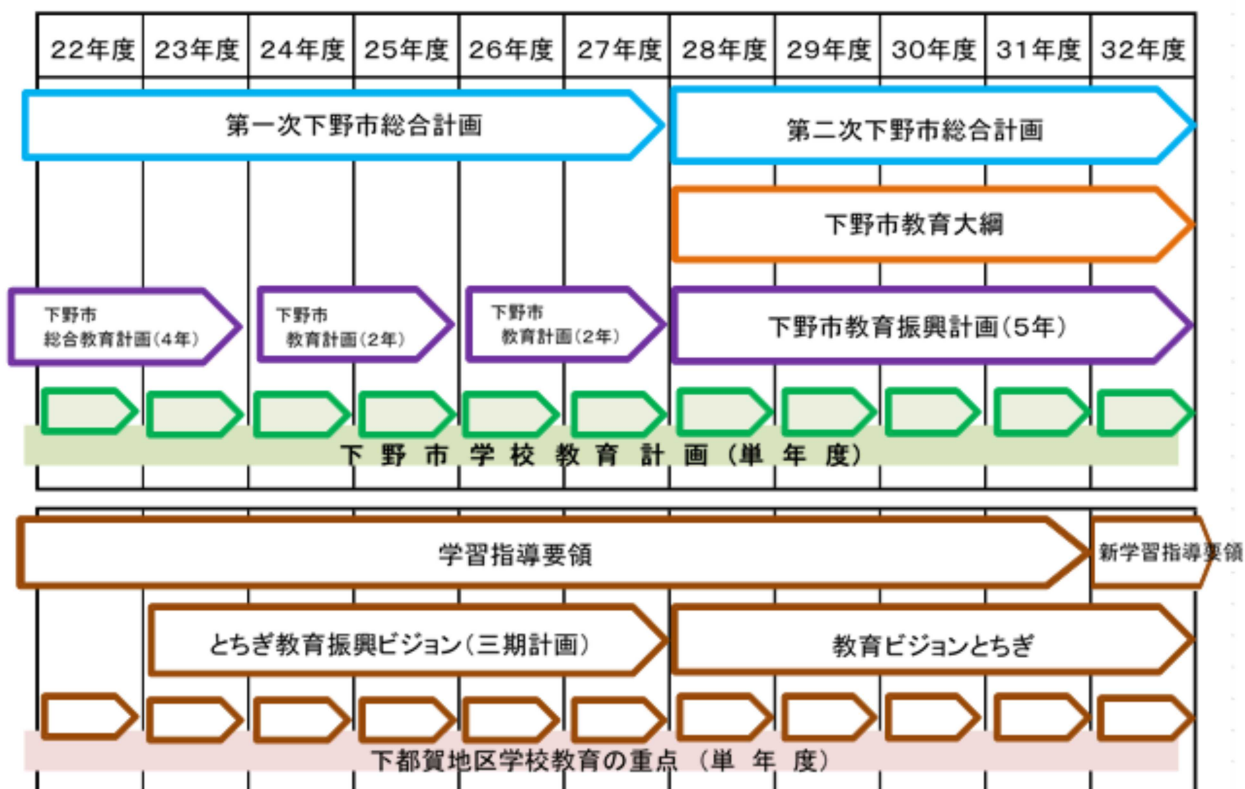
本計画では、ファミリエ下野市民運動で提唱する『当たり前のことを、当たり前にする』をスローガンとし、知（学ぶ力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）のバランスの取れた児童生徒の育成とさらなる教育の質の向上を目指します。また、子どもたちが社会の一員として地域と触れ合い、ともに成長していく実践活動を推進します。

## II 計画の位置付け



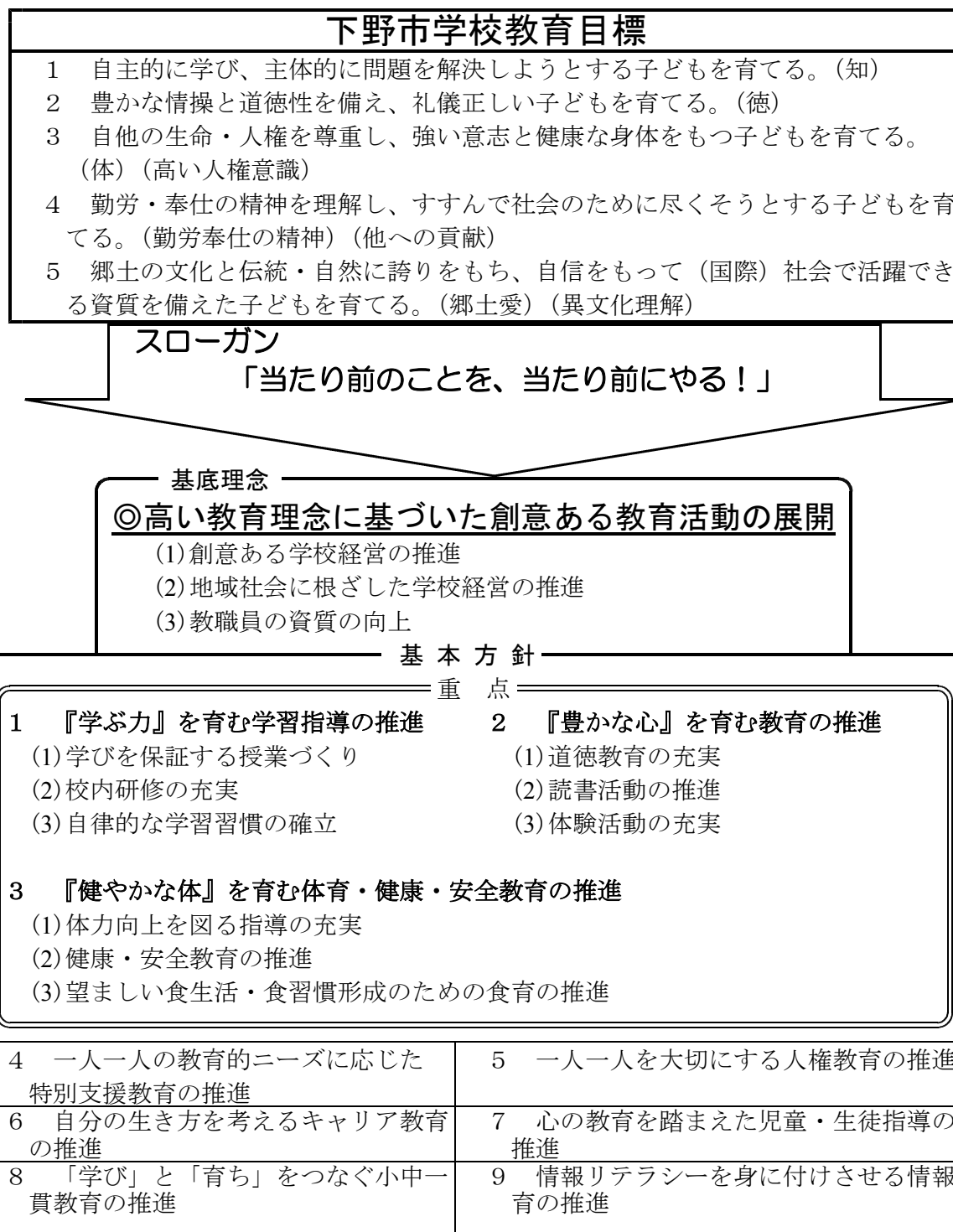
### Ⅲ 計画の期間

「下野市学校教育計画」は、単年度計画とし、社会情勢の変化や国・県等の施策の動向を踏まえ、毎年度計画を策定します。



## IV 下野市学校教育計画全体構想図

平成30年度は、小中一貫の日を設け、小中一貫教育に関する実践研究を市全体で推進することで、児童生徒のさらなる学力向上、教職員の資質向上に努めます。また、学校運営協議会制度を生かして地域とともにある学校づくりを着実に進めます。



# 下野市学校教育計画

## I 下野市学校教育目標

下野市の学校教育は、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成するために、教職員のさらなる資質向上に努め、児童生徒の『学ぶ力』と、『豊かな心』、『健やかな体』の育成に努める。

- 1 自主的に学び、主体的に問題を解決しようとする子どもを育てる。(知)  
→ 基本方針1、4、9
- 2 豊かな情操と道徳性を備え、礼儀正しい子どもを育てる。(徳)  
→ 基本方針2、7
- 3 自他の生命・人権を尊重し、強い意志と健康な身体をもつ子どもを育てる。  
(体)(高い人権意識)  
→ 基本方針3、5、7
- 4 勤労・奉仕の精神を理解し、すすんで社会のために尽くそうとする子どもを育てる。(勤労奉仕の精神)(他への貢献)  
→ 基本方針6、8
- 5 郷土の文化と伝統・自然に誇りを持ち、自信をもって(国際)社会で活躍できる資質を備えた子どもを育てる。(郷土愛)(異文化理解)  
→ 基本方針8

## II 基底理念に基づく基本方針

学習指導要領の趣旨及び内容を確実に実施し、創意ある教育活動を展開する。

個々の教職員の創意と自発的な取組の姿勢を基調として、『生きる力』の涵養のため『学ぶ力』の育成と『心の教育』の充実及び『健やかな体』の育成を目指して、基底理念に基づく9項目の基本方針のうち1・2・3を重点とし、全校協働体制で目標の達成を図る。

### 基底理念

◎ 高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開

- (1) 創意ある学校経営の推進
- (2) 地域とともにある学校経営の推進
- (3) 教職員の資質向上

### 1 『学ぶ力』を育む学習指導の推進

- (1) 学びを保障する授業づくり
- (2) 校内研修の充実
- (3) 自律的な学習習慣の確立

### 2 『豊かな心』を育む教育の推進

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 読書活動の推進
- (3) 体験活動の充実

### **3 『健やかな体』を育む体育・健康・安全教育の推進**

- (1) 体力向上を図る指導の充実
- (2) 健康・安全教育の推進
- (3) 望ましい食生活・食習慣形成のための食育の推進

### **4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進**

- (1) 通常の学級における特別支援教育の充実
- (2) 特別支援学級、通級指導教室の指導の充実
- (3) 早期からの一貫した就学支援の充実

### **5 一人一人を大切にす人権教育の推進**

- (1) 教職員の人権に関わる資質・能力の向上
- (2) 全教育活動を通じた人権教育の推進

### **6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進**

- (1) 特別活動におけるキャリア教育の充実
- (2) 総合的な学習の時間におけるキャリア教育の充実
- (3) 9年間を見通したキャリア教育・進路指導の充実

### **7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進**

- (1) 全教育活動を通じた児童・生徒指導の推進
- (2) 全校体制による組織的な指導
- (3) 問題行動等に対する的確で迅速な対応
- (4) 学校と家庭が一体となった指導

### **8 「学び」と「育ち」をつなぐ小中一貫教育の推進**

- (1) 9年間を見通した教育活動の推進
- (2) 一貫した指導のための体制整備
- (3) 英語教育・国際教育の推進
- (4) 家庭教育の推進と地域との連携
- (5) ふるさと学習の推進

### **9 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進**

- (1) 情報活用能力の育成
- (2) ICTの活用
- (3) 校務の情報化推進

### Ⅲ 努力目標・具体策

※ □囲みは今年度の評価項目とする。

◎ 高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 創意ある学 校経営の推 進	① 全職員が学校運営への参画意識をもち、共通理解の上で、教育活動を展開する。	ア 校長は、高い教育理念と明確な方針をもち、リーダーシップを発揮して、学校や地域の実態を踏まえた学校経営を推進する。 イ 管理職は、教職員一人一人の意見を反映させる工夫を行い、自校の学校教育目標の具現化を図る。
	② 「特色ある学校」づくりを進める。	ア 全職員が地域や学校の実態に応じて、学習指導要領の趣旨やねらい、内容を具体化した「本校ならではの」教育課程を編成・実施する。 イ 全職員が9年間を見通した各種教育計画や各教科等年間指導計画の工夫・改善を図る。
	③ 教職員の特性を生かした組織運営を推進する。	ア 管理職は、校務分掌における教職員の適正な配置に努める。 イ 教職員は信頼し合い、認め合い、同僚性を高める。
(2) 地域とともにある学校経営の推進	① 地域の信頼に応える学校づくりを進める。	ア 積極的に学校の教育活動を公開し、保護者・地域住民の理解と協力を得る。 イ ホームページ、学校だより、一斉メール等を活用し、保護者・地域への情報発信に努める。 ウ 学校運営協議会の組織や協議内容を活用した教育活動の推進に努める。
	② 地域の教育力を生かした学校づくりを進める。	ア 地域の人材や教育資源を有効に活用した交流活動や体験活動、学習活動（「ふれあい学習」）を積極的に推進する。 イ 登下校の見守り体制など、家庭・地域の人々とともに、児童生徒が安心して学校生活を送れるように努める。
(3) 教職員の資 質の向上	① 教職員の人権意識、規範意識の高揚を図る。	ア 体罰やいじめ等が、児童生徒の人権を侵害する行為であることを強く認識するため、定期的 に人権に関する研修を行う。 イ 規範意識を高め、教育公務員としての職責の重さを強く自覚し、信頼される教職員を目指す。
	② 現職教育の充実を図る。	ア 教職員の資質や指導力の向上を図るために、組織的、計画的な研修体制をつくる。 イ 要請訪問やS&Uコラボ事業（下野市教育委員会と宇都宮大学教育学部との連携研修事業）等を活用して、学校課題等に関する研修を系統的に実施する。
	③ 研究と修養に努め指導力の向上を図る。	ア 教職員一人一人が課題意識をもち、各種研修会に参加するなど自己研鑽に努める。



1 『学ぶ力』を育む学習指導の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 学びを保証 する授業づ くり	① 学ぶ意欲を高め、主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。	ア 授業の目標(めあて・ねらい)を明確にして、子どもたちの学習意欲を高める表現や提示の仕方を工夫する。 イ 体験的な学習や知識・技能を活用した問題解決的な学習を計画的、系統的に年間指導計画に位置付け、指導の充実に努める。 ウ 本時のねらいを基に学習を振り返る活動を単位時間ごとに行い、学びの手応えを実感できるようにさせる。 エ 教材・教具の工夫やICT機器の活用、学習形態の工夫に努める。
	② 基礎・基本の確実な習得と、活用する力の育成を図る。	ア 基礎的、基本的な学習内容の定着を図るための補充的な学習等、個に応じた指導の充実に努める。 イ 各教科等の特性に合わせた言語活動の充実に努め、子ども同士の学び合いを通して、一人一人の思考を広げたり、深めたりする授業づくりに努める。
	③ 指導と評価の一体化を図り、授業改善に生かす。	ア 評価規準を基に、ねらいの実現状況を適切に評価し、個に応じた支援を充実させる。 イ 全校体制で評価計画(評価規準、場面、方法)の共通理解を図り、改善・充実に努める。
(2) 校内研修の 充実	○ 研修のPDCAサイクルを構築する。	ア 目指す児童生徒像を基に成果や課題を全職員で共有し、研修内容の重点化・焦点化を図る。 イ 各種学力調査の結果を基に、全職員で現状と課題を共有し、各校における学力向上改善プランを検証する。
(3) 自律的な学 習習慣の確 立	○ 児童生徒の学習習慣の確立を図る。	ア 「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭での学習方法を指導する。 イ 授業内容と関連のある家庭学習ができるよう、宿題等の出し方を工夫する。 ウ 学習に関する情報を保護者へ積極的に発信し、家庭との協力体制を確立する。

2 『豊かな心』を育む教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 道徳教育の 充実	① 教育活動全体を通じて 行う道徳教育の充実を図 る。	ア 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、 道徳教育の重点目標を明確にし、内容項目の重 点化を図った指導に努める。 イ 別葉を活用し、各教科等の目標と道徳教育と の関連を図った指導に努める。 ウ 「ファミリエ下野市民運動」を推進し、当 たり前のことを当たり前に行うことを通して規範 意識や倫理観を育む。 エ 道徳教育の取組を、学校だよりやHP等を通 して発信し、家庭や地域の理解・協力を得るよ う努める。
	② 道徳教育の要として の、道徳科及び道徳の時 間の授業の充実を図る。	ア 授業時数を確保し、他の教育活動との関連を 明確にした上で、9年間を見通した計画的、発 展的な指導に努める。 イ 本時のねらいを明確にし、「道徳的価値の自 覚」を深めるための手立てを講じて授業の質の 向上に努める。
(2) 読書活動の 推進	① 学校図書館の整備・充 実を図る。	ア 司書教諭等を中心に全職員が協力して読書環 境の整備、学校図書館の活性化に努める。 イ 市の図書館との連携・協力を密にする。 ウ 図書システム活用による貸出・返却作業や蔵 書確認を、正確かつ効率的に行えるよう担当教 員と図書支援員が連携した体制をつくる。
	② 読書の習慣化を図る。	ア 学校での一斉読書活動の時間等を定期的に日 課に位置付ける。 イ 教員や地域ボランティアなどの読み聞かせや、 委員会活動の充実などにより、本に親しませ、 読書の楽しさを体験させる。 ウ 家族で読んだ本について話し合ったり、好き な本を紹介し合ったりする「家読（うちどく）」 を奨励する。
(3) 体験活動の 充実	○ 体験活動の機会の確保 と充実を図る。	ア 地域の方々との交流、自然体験活動、職場体 験活動、奉仕活動などを、意図的、計画的に実 施する。 イ 異年齢との交流活動を通して、自己有用感を 高めるとともに社会性を育む。

3 『健やかな体』を育む体育・健康・安全教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 体力向上を 図る指導の 充実	① 教科体育では、発達段階に応じて指導内容の重点化を図る。	ア 単位時間ごとの身に付けさせたい力を明確にし、「わかる楽しさ」、「できる喜び」を実感させるとともに、運動量を確保した授業の実践に努める。 イ 『児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査』のデータを基に、体づくり運動の内容を工夫し、体の基本的な動きを身に付けさせる指導に努める。
	② 教育活動全体を通して生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成を図る。	ア 体力づくりの大切さやスポーツの楽しさを実感できる指導の工夫に努める。 イ クラブ・部活動においては、児童生徒の円滑な人間関係を構築し、事故・けが等の予防を徹底するとともに、人権に配慮したきめ細やかな指導に努める。 ウ 地域の人材や施設、行事を効果的に活用するよう努める。
(2) 健康・安全 教育の推進	① 健康や安全について理解を深め、生涯にわたって主体的に健康で安全な生活を送ろうとする態度の育成を図る。	ア 危機管理マニュアルを活用した、児童生徒の避難方法や保護者への連絡・引き渡し等、実効性のある訓練を計画的に実施する。 イ 「学校保健計画」に基づき児童生徒の健康状態を把握し、学校保健委員会での話題を積極的に発信するなどして、家庭や地域との連携を図る。 ウ 「自分の命は自分で守る」意識を高めるために、「学校安全計画」に基づき計画的、系統的に安全教育を実施する。
	② 性教育、薬物乱用防止教育の系統的、計画的な推進を図る。	ア 心身の機能の発達について理解を深め、互いを尊重する態度や行動がとれるよう、発達の段階に応じて指導する。 イ 警察等の外部機関と連携を図り、薬物乱用防止教育を充実させる。
(3) 望ましい食 生活・食習 慣形成のた めの食育の 推進	① 食に関する指導の充実を図る。	ア 「食に関する年間指導計画」に基づき、栄養教諭、学校栄養職員や外部専門機関等を活用して、専門性を生かした食育の実践と衛生指導の徹底に努める。 イ 児童生徒が学校給食を楽しむとともに、望ましい食習慣を形成できるよう、給食の時間を活用した指導に努める。
	② 家庭への食育に関する啓発の推進を図る。	ア 授業参観や給食試食会、学校保健委員会、市食育推進事業等（食育だより等）を活用し、望ましい食習慣、バランスのとれた朝食の摂取について、保護者への周知に努める。

<p>③ すべての児童生徒が安全・安心に食事ができるよう万全な指導体制を整える。</p>	<p>ア 各校の「食物アレルギー対応委員会」で、児童生徒一人一人について対応を検討し、全職員が児童生徒の情報を共有することで、事故防止に努める。</p> <p>イ 食物アレルギーやエピペン®に関する研修等を通して、学校全体で危機管理意識を高める。</p> <p>ウ 日常の衛生面・安全面の指導を徹底し、安全・安心な給食の実施に努める。</p>
--	---

4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 通常の学級 における特 別支援教育 の充実	① 指導内容や指導方法を工夫・改善し、適切な指導と必要な支援を行う。	ア 全ての児童生徒が、安心感をもって生活できる学級経営に努め、分かりやすい授業づくりに努める。 イ 発達障害のある児童生徒については、その特性を十分に理解するとともに、通常の学級における合理的配慮について共通理解を図り、適切な指導に当たる。 ウ 通常の学級で行うべき適切な指導や必要な支援について、研修等を通して理解を深めたり、巡回相談での助言を生かしたりする。
	② 校内支援体制の機能を高める。	ア 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に全職員で指導・支援に当たる。 イ 個別の教育支援計画に基づいた全校体制での指導・支援を、組織として定期的に評価し、改善に努める。 ウ 保護者や関係機関との連携を図り、同一步調で支援に当たる。
(2) 特別支援学 級、通級指 導教室の指 導の充実	○ 障害の特性や状態に応じた指導内容の精選と、指導方法を工夫する。	ア 在籍児童生徒の発達の状態や障害の特性を十分に把握した上で、特別な教育課程を編成し実施する。 イ 見通しをもって一貫した指導・支援を行うために、在籍児童生徒全員について、保護者と連携しながら個別の教育支援計画（個別の指導計画を含む）を作成し活用する。 ウ 交流及び共同学習では、通常の学級との連携を図り、ねらいを明確にし、計画的な実施に努める。
(3) 早期から の一貫した 就学支援の 充実	① 就学相談及び個別の教育支援計画を活用した支援情報の確実な引継ぎを行う。	ア 校長や特別支援教育コーディネーターを中心に、組織として児童生徒の教育的ニーズや保護者の考えの把握に努め、合意形成を基本とした適正な就学支援を行う。 イ 市就学支援委員会や市学校教育サポートセンター、医療機関、市福祉部等の関係機関と積極的に連携し、専門家からの意見聴取の機会を確保する。 ウ 個別の教育支援計画（個別の指導計画を含む）を活用し、学年間はもとより、幼小、小中、中高と異校種間で、支援情報を円滑に引継ぐ。
	② 保護者や地域への理解促進、啓発を図る。	ア 通常の学級における支援を含めた特別支援教育の取組について、各種たよりやホームページ、保護者会等での積極的な発信に努める。

5 一人一人を大切にす人権教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 教職員の人権教育に関わる資質・能力の向上	○ 教職員一人一人が人権意識・人権感覚の高揚を図る。	ア 人権尊重の理念（自他の大切さを認める）について理解を深め、自らの人権感覚を磨く。 イ 子どもの人格を認め、人権に配慮した児童生徒への言葉かけや対応に努める。
(2) 全教育活動を通じた人権教育の推進	① 豊かな人間性を育て、自尊感情を高める指導の充実を図る。	ア 道徳教育との関連を重視し、多様な体験活動、高齢者や障害者等との交流活動等、豊かな体験の機会を充実させる。 イ 自他の良さを認め合える学級経営や、児童生徒が互いに思いやり、信頼し合える雰囲気や環境づくりに努める。
	② 人権意識を高める指導の充実を図る。	ア 各学校の人権教育の重点を明確にするとともに、各教科等との関連や年間指導計画における位置付けを確認するなど指導の充実に努める。 イ 「直接的指導」についての理解を深め、人権教育との関連を明確にした授業を実践し、共感的理解を図る指導や、明るい展望のもてる指導に努める。
	③ 啓発活動の推進を図る。	ア 人権週間での取組や人権に関する様々な活動について、各種たよりを通じて情報提供に努める。 イ 教職員と保護者が参加できるような研修会等を行い、社会教育との連携を図った啓発活動に努める。

6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 特別活動におけるキャリア教育の充実	① 集団活動を通して、人間関係形成能力や意思決定能力の育成を図る。	ア よりよい人間関係や居がいのある学級集団づくりを目指した学級活動を意図的、計画的に実施する。 イ 各学校行事等では事前・事後の指導の充実を図り、特に事後の指導において自分の良さや可能性に気付かせ、学びの手応えを実感できるように振り返りの充実に努める。 ウ 異年齢や異校種間で連携した集団活動や交流などを通して、自尊感情を育て、よりよい人間関係や社会性の育成に努める。
	② 自分の生き方や働くことの大切さを考えさせる機会の充実を図る。	ア 学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動の充実に努める。 イ 家庭や地域と連携し、ボランティア活動、職場体験活動等から、勤労の尊さを感じさせ、社会の一員としての自覚を深めさせる。 ウ 自分の生き方や勤労についての考えを一層深められるよう、道徳教育との関連を図る。
(2) 総合的な学習の時間におけるキャリア教育の充実	○ 探究的な学習過程（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）を重視した指導の充実を図る。	ア 育てようとする資質・能力を明らかにした全体計画、年間指導計画、単元計画の工夫・改善に努める。 イ 協同的な学習や体験活動、言語活動の充実を図るとともに、各教科等との関連を意識した学習活動の工夫に努める。
(3) 9年間を見通したキャリア教育・進路指導の充実	○ 地域の実状や児童生徒の実態を踏まえキャリア教育担当者を中心に、組織的、系統的な指導の充実を図る。	ア 学習内容と将来の職業や生活とを関連付け、適切な情報を収集・整理し、主体的に進路の選択、決定ができるよう、児童生徒への指導・支援に努める。 イ 体験活動を通して、勤労観、職業観を育てるとともに、将来の生き方や自己の在り方について考えさせる機会をつくる。 ウ 保護者に対して、適切な進路情報を提供し、保護者と連携したキャリア教育・進路指導の推進に努める。

7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 全教育活動を通じた児童・生徒指導の推進	① 善悪の判断力の育成を通して、規範意識や倫理観の確立を図る。	ア 小中学校9年間を意識した『生活のきまり』を活用しながら、基本的な生活習慣と規範意識を身に付ける指導に努める。 イ 善悪の判断力の育成に力を入れ、是々非々の姿勢で児童生徒の指導に努める。
	② 望ましい人間関係づくりを図る。	ア 児童生徒一人一人との関わりを大切にし、確かな信頼関係づくりに努める。 イ 児童生徒が自己有用感を高められるよう、互いに認め合い、協力し合う場を意図的、計画的に設定する。 ウ 特別支援教育の視点に立ち、児童生徒理解を深め、一人一人の特性に応じた指導・支援に努める。
(2) 全校体制による組織的な指導	① 指導のための組織の強化を図る。	ア 校長のリーダーシップの下、迅速で緊密な報告、連絡、相談を徹底する。 イ 学級や学年での問題等の抱え込みをなくすために、児童指導主任、生徒指導主事等を中心として、情報交換や事例研究等を行い全職員の共通理解の下、組織的な指導を進める。
	② 教育相談の充実を図る。	ア 計画的な教育相談と積極的なチャンス相談を実施し、児童生徒理解に努めるとともに、いじめや不登校の予兆をとらえるよう努める。 イ 家庭訪問や面談等を必要に応じて実施し、家庭との連携を図り、児童生徒の願いや不安、悩みを共有できる協力体制を築く。
(3) 問題行動等に対する的確で迅速な対応	① いじめ、暴力行為等への組織的対応を図る。	ア 国の方針を踏まえた『学校いじめ防止基本方針』に基づき、定期的にアンケート等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。 イ 緊急かつ重大事態に対しては、『問題行動への対応ルール』等に基づき、学校内での組織的対応に加え、教育委員会へ報告するとともに関係諸機関とも連携し対応する。 ウ いじめ、暴力等を許さない強い信念をもち、児童生徒や保護者からの信頼を得られるように迅速かつ誠意ある対応に努める。
	② 不登校の予兆の発見や予防を心がけ、早期発見・早期対応を図る。	ア 各種検査・調査を活用し、悩みや不安・ストレスを抱える児童生徒の心のサインを見逃さないよう、職員間で連携して情報の共有に努める。 イ 「いじめ・不登校対策委員会」が中心となり、市学校教育サポートセンターやこども福祉課等関係機関と連携を深めながら、方針と役割を明



		確にした対応に努める。
(4) 学校と家庭 が一体とな った指導	① 学校と家庭が情報を共有できるよう、協力体制の強化を図る。	ア 日常の児童生徒の様子について各種たよりや連絡帳等を活用し、積極的な情報共有に努める。 イ 児童生徒について保護者が相談しやすい体制づくりに努める。
	② 学校間や関係機関との連携の強化を図る。	ア 「下野市子ども未来プロジェクト」における児童生徒の主体的な活動の拡充に努める。 イ 幼小、小中、中高の連携を図り、児童生徒の理解と、問題行動等の未然防止に努める。 ウ 市学校教育サポートセンターとの情報交換や、スクールカウンセラー等の有効な活用に努める。
	③ ネットトラブルの未然防止を図る。	ア 外部講師を招聘しての講習会を開催する等、家庭や地域とともに情報モラルを学ぶ場の設定に努める。 イ インターネット上のいじめや人間関係のトラブルを未然に防ぐために、コンピュータや携帯電話等の適切な利用の仕方を家庭と連携し指導する。 ウ 『ネット利用の当たり前(「4つの大丈夫?」)』を活用し、保護者と連携して自己指導能力の育成に努める。

8 「学び」と「育ち」をつなぐ小中一貫教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 9年間を見 通した教育 活動の推進	○ つながりを意識した教 育活動を推進する。	ア 小中合同授業や「下野市子ども未来プロジェ クト」を通して思いやりやあこがれの気持ちの 育成と、コミュニケーション能力の向上に努め る。 イ 各中学校区において学習内容や学習方法のつ ながりを確認し、共通の指導事項等を年間指導 計画へ反映させる。 ウ 各中学校区や各学校において健康・体力の維 持向上に関する成果や課題を把握し、学校教育 目標に基づいた指導の重点化を図る。
(2) 一貫した指 導のための 体制整備	○ 各中学校区において小 中一貫教育推進について の共通理解を図る。	ア 小中一貫の日を活用し、各部会の実施計画に 基づいた実践・改善を進める。 イ 学校全体としての実践となるよう各部会ごと の取組状況を校内で共有する。
(3) 英語教育・ 国際教育の 推進	① 小中の学びをつなぐ指 導の充実を図る。	ア 児童生徒の発達段階に応じたコミュニケーシ ョン活動を充実させ、実際に活用できる力を身 に付けさせるよう努める。 イ 音声面でのコミュニケーションを重視し、聞 くこと、話すことを中心とした言語活動を充実 させる。また、中学校においては4技能を総合 的に育成するための言語活動の充実を図る。
	② グローバル化に対応し た国際教育の充実を図る。	ア 日本や外国の文化に触れ、多様なものの見方 や考え方があることに気付けるよう体験的な活 動を取り入れる。 イ 人との関わりを通して、互いを認め合い、自 分の意見や考えを発信することのできる児童生 徒の育成に努める。
(4) 家庭教育の 推進と地域 との連携	○ 地域とともにある学校 への理解を深め、学校・ 家庭・地域が協働し、さ らなる連携を図る。	ア 地域連携教員を中心として、地域の教育力を 活かし、家庭教育学級を実施するなど、組織的 な取組が広がるよう努める。 イ 各中学校区における小中一貫教育への取組を、 学校ホームページや学校だより、学校運営協議 会だより等に掲載し、積極的な情報発信を継続 し、家庭・地域との連携に努める。 ウ 学校運営協議会を中心として、地域社会全体 での児童生徒の教育活動を推進する。

(5) ふるさと学 習の推進	① 郷土への理解を深め、ふるさとを愛する心の育成を図る。	ア 市文化財課や関係機関、地域の人々と連携し、市の文化遺産を学ぶ機会の充実に努めるとともに、『下野薬師寺歴史館』、『しもつけ風土記の丘資料館』を活用し、体験を通して市の歴史等を学ぶ機会の充実に努める。 イ 市の広報誌やホームページを活用し、市や地域の行事、市政などへの関心を高めさせる。
	② 地場産の食材、伝統的な郷土料理や行事食を生かした食育の推進を図る。	ア 地場産の食材を使用した給食「しもつけいっぱいデー」を実施し、地域への理解を深めさせる。 イ 食育の授業や給食だよりを通して、地域に伝わる優れた食文化について学ぶ機会を設ける。

## 9 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進

視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 情報活用能力の育成	① 児童生徒の実態に応じた情報モラル教育の推進を図る。	ア 情報教育年間指導計画に基づき情報モラルに関する指導を各教科等に位置付けて、系統的な指導に努める。 イ 情報モラルに関する指導資料等を活用し、情報通信機器の安全な利用について、保護者と連携した指導を行う。
	② 課題や目的に応じて情報手段を適切に活用できる力の育成を図る。	ア ICT機器操作技能について、学年に応じた系統的な指導に努める。 イ 各教科等においてインターネット、図書、新聞等の情報手段を適切に活用する能力の育成に努める。
	③ 教職員一人一人の情報活用能力と情報モラルの向上を図る。	ア 情報通信ネットワーク等の実態や影響に係る情報の入手に努める。 イ 著作権法など法令を遵守した教育活動を行う。
(2) ICTの活用	① ICTを活用し、わかる授業の実践を図る。	ア 情報教育担当者を中心に電子黒板やデジタル教科書活用等に関する校内研修を充実させ、全校体制でICTを活用した授業力向上に努める。
	② プログラミング教育についての理解を深める。	ア 市内先行実施校の実践事例等を参考にして、プログラミング学習の計画的な実践に努める。
(3) 校務の情報化推進	① 市教育情報ネットワーク（けやきネット）の活用により校務の効率化を図る。	ア 「校務支援システム」や「たすかるくん」、「一斉メールシステム」等の校内研修を実施し、活用を推進する。
	② 個人情報の保護・管理の徹底や校内ネットワークの適切な運用を図る。	ア 市の規定及び各学校のガイドラインに基づき、情報セキュリティ及び情報管理についての認識を高め、個人情報の保護・管理を徹底する。 イ 情報の流出やウイルス感染の防止のために、コンピュータや校内ネットワークの定期的な点検・確認及び記憶媒体の保護・管理を徹底する。



